様式１（第７条関係）

年　　月　　日

**北九州市簡易型自動消火装置設置費補助金交付申請書**

（あて先）北九州市長　様

住　　所

氏　　名

電話番号

店 舗 名

店舗所在地

　北九州市簡易型自動消火装置設置費補助金の交付を受けたいので、北九州市簡易型自動消火装置設置費補助要綱第７条第1項の規定により、関係書類を添え、下記のとおり申請します。

　また、暴力団排除の取り組みのために、必要な官公庁への照会を行うことに同意します。

記

１　購入依頼する登録販売店名

２　補助金交付申請の内容

（１）　商品名　　　　　　　　　　　　　　　（使用有効年数）　　　　　年

（２）　製造メーカー

（３）　補助事業の期間　　　　年　　月　　日　～　　　年　　月　　日

（４）　交付申請額　　　　　　　　　　　円

（５）　交付申請額の算出（消費税除く）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 本体単価  **Ａ** | 数量  **Ｂ** | 金額  **Ｃ＝Ａ×Ｂ** | 工事費  **Ｄ** | 対象経費  **Ｅ＝Ｃ＋Ｄ** |
| 円 |  | 円 | 円 | 円 |
| **Ｅ×補助率９０％**  （百円未満切捨て） | | | 円 | |

【申請に必要な書類】

□　北九州市簡易型自動消火装置設置費補助金の交付申請に係る誓約書（別紙１）

□　役員名簿（別紙２）

□　簡易型自動消火装置の本体費用及び工事費用がわかる見積書の写し

様式１（第７条関係）　別紙１

**北九州市簡易型自動消火装置設置費補助金の交付申請に係る誓約書**

私は、北九州市が実施する、北九州市簡易型自動消火装置設置費補助事業に係る補助金の交付申請に当たり、下記の事項について誓約します。

記

１　本事業で補助対象とする簡易型自動消火装置（以下「消火装置」という。）は、厨房周りの火災に対応していますが、一般の住宅用に製造された製品であり、飲食店用に製造された製品でないことを了承し、消火装置の誤作動や障害等による損害が発生しても、貴市及び登録販売店に対して異議を申し立てず、かつ、損害賠償を求めません。

２　消火装置を設置後の維持管理や耐用年数経過後の交換や処分は申請者が行い、その際の経費について、申請者が一切を負担します。

３　移店等により消火装置を使用しなくなった場合、他者に消火装置の譲渡や転売は行わず、撤去及び処分は申請者で行い、その際の経費について、申請者が一切を負担します。

４　消火装置の作動により、こんろの火が消えた場合でも、ガスの供給が継続された場合は、ガス漏れによる二次災害のおそれがあるため、ガス漏れ警報器を設置するなど、二次災害防止の措置を講じるとともに、二次災害による損害が発生しても、貴市及び登録販売店に対して異議を申し立てず、かつ、損害賠償を求めません。

　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

　　　　氏　　名

　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

様式１（第７条関係）　別紙２

**役　員　名　簿**

【代表者】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **役職名** | **（フリガナ）**  **氏　名** | **性別** | **生年月日** | **備　　考** |
|  | （　　　　　　　　） | 男  女 | 大・昭・平  年　　月　　日 |  |

【その他の役員】　※法人組織の場合のみ必須

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **役職名** | **（フリガナ）**  **氏　名** | **性別** | **生年月日** | **備　　考** |
|  | （　　　　　　　　） | 男  女 | 大・昭・平  年　　月　　日 |  |
|  | （　　　　　　　　） | 男  女 | 大・昭・平  年　　月　　日 |  |
|  | （　　　　　　　　） | 男  女 | 大・昭・平  年　　月　　日 |  |
|  | （　　　　　　　　） | 男  女 | 大・昭・平  年　　月　　日 |  |
|  | （　　　　　　　　） | 男  女 | 大・昭・平  年　　月　　日 |  |
|  | （　　　　　　　　） | 男  女 | 大・昭・平  年　　月　　日 |  |
|  | （　　　　　　　　） | 男  女 | 大・昭・平  年　　月　　日 |  |

【本事業に関する個人情報等の取扱いについて】

暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者は、本事業の対象となることが

できません。

申請者に関する個人情報等については、本事業の適正な執行を行う限りにおいて、本市が必

要と判断する場合は、関係機関及び調査機関等に提供や照会を行います。